

平成25年度「教職実践演習」の履修申込み手続きについて

平成25年度から、教育職員免許状の取得に必要な「教職に関する科目」として、これまでの「総合演習」に代わり、新たに「教職実践演習」が開講されます。

特に、平成25年度は「教職実践演習」への移行期にあたるため、教育職員免許状の取得を希望する学生は、履修対象者や履修資格の要件を各自で確認し、「教職実践演習」を履修する必要がある場合には、次の要点に留意のうえ、必ず所定の期間内に履修申込みの手続きを行ってください。

なお、不明なこと等があれば、所属学部又は研究科（教育部）の担当窓口へ申し出てください。

1. 教職実践演習の目的等

教職実践演習は、教職課程における「集大成」として位置づけられるものであり、各履修者の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために実施する。

2. 教職実践演習の履修対象者

- (1) 平成22年4月以降に入学した学部4年生。
- (2) 平成22年4月より前に学部に入学者で、平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった学部4年生。
- (3) 平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった大学院学生。

3. 教職実践演習の履修資格

教職実践演習を履修する年度末に、教育職員免許状を取得する見込みの者又は教育職員免許状の取得に必要な単位の修得をすべて終える見込みの者。

4. 教職実践演習の履修申込み手続き等

- (1) 手続き書類の配付期間 : 平成25年4月15日(月)～5月10日(金)
- (2) 申込みの受付期間 : 平成25年5月13日(月)～5月17日(金)
- (3) 手続き受付場所 : 公共政策大学院係